

関係各位

### 北朝鮮に対する措置の継続に伴う取扱いについて

北朝鮮に対する輸出入禁止措置等が、令和7年4月8日の閣議決定により、令和9年4月13日まで2年間延長されることになりました。

税関におきましては、本措置の実効性を確保するため引き続き厳正な審査・検査を実施することとしております。

つきましては、通関業者の皆様におかれましても、本措置の趣旨をご理解の上、実効性の確保にご協力賜われますようお願い申し上げます。

また、関係書類の精査等において、不審点等を発見した際は、速やかに税関にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、具体的取扱いは以下のとおりとなっております。

#### 【輸出関係】

##### 1. 輸出禁止対象貨物

北朝鮮向け全ての貨物（輸出貿易管理令第4条（特例）の適用貨物あり）

##### 2. 輸出申告の対応

北朝鮮向けの全ての貨物について、輸出令第2条の規定により、輸出承認義務を課し、これを承認しないこととなっております。

(1) 上記1の特例適用貨物について輸出申告する場合、貨物が特例適用可能か否か事前に経済産業省にご相談ください。

【相談先】経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課法規担当

電話番号：03-3501-0538

(2) 迂回輸出のおそれがある貨物の申告については、契約書等の関係書類の提示を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

なお、申告書類作成時に不審点等を発見した場合は、速やかに申告予定官署の通関総括担当部門へご連絡ください。

#### 【輸入関係】

##### 1. 輸入禁止対象貨物

北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物

輸入公表の二の表の第1に掲げられているとおり、北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物は経済産業省の承認（二号承認）が必要とされており、これを承認しないこととなっております。

なお、無償の救じゅつ品等の貨物で、輸入貿易管理令第14条の特例適用の可否について判断できない場合等は、事前に経済産業省にご相談ください。

【相談先】経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課法規担当

電話番号：03-3501-0538

## 2. 輸入申告の対応

迂回輸入のおそれがある貨物の申告については、これまでと同様、原産地証明書や契約書等の関係書類の提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

なお、申告書類作成時に不審点等を発見した場合は、速やかに申告予定官署の通関総括担当部門へご連絡下さい。

### 問合せ先

(通関手続きについて)

東京税関業務部通関総括第1部門 (電話：03-3599-6337)

(輸入貿易管理令について)

東京税関業務部通関総括第2部門 (電話：03-3599-6338)

(不正情報について)

東京税関業務部通関総括第3部門 (電話：03-3599-6340)

(輸出貿易管理令について)

東京税関業務部通関総括第4部門 (電話：03-3599-6341)